



島根県報

平成18年 6 月27日 (火)
第 1,789 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企 業 立 地 課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	3
島根県企業立地促進助成金交付要綱の一部改正	(企 業 立 地 課)	3
公 告		
確知できない貸金業者の所在	(経 営 支 援 課)	3
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	4
教委規則		
島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	(教 育 庁 総 務 課)	4

公布された条例等のあらまし

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第68号)

- 1 規則の概要
立地規模の基準を改正することとした。(第3条関係)
- 2 施行期日
平成18年7月1日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第68号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則 (平成4年島根県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「1億円」を「3億円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企

業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年6月27日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
日本調剤江津薬局	江津市江津町1016番地41	平成18年6月1日
もも薬局	出雲市大島町21 - 4	平成18年6月1日
東朝日町眼科	松江市東朝日町218 - 1 ラヴィナスアテンコート101	平成18年6月2日

島根県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年6月27日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
なかの薬局	出雲市中野町381 - 2	平成18年5月5日
日本調剤江津薬局	江津市江津町1524 - 2	平成18年5月31日
医療法人スマイルライン松本歯科医院	松江市東本町一丁目61番地	平成18年5月23日
梶谷肛門科婦人科医院	出雲市大津町519	平成18年5月31日

島根県告示第708号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第1号の規定に基づき告示する。

平成18年6月27日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設種別	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 斐川町社会福祉協議会	通所授産	斐川あしたの丘	簸川郡斐川町直江町3909 - 1	平成18年3月31日
社会福祉法人 四ツ葉福祉会	通勤寮	若葉通勤寮	松江市古志町766 - 1	平成18年3月31日

島根県告示第709号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成18年 6 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療 の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
(有)ベニヤ薬局	益田市本町 1 - 58	育成医療 更生医療	平成18年 6 月 1 日
(有)ベニヤ薬局東町店	益田市東町10 - 6	育成医療 更生医療	平成18年 6 月 1 日
日本調剤江津薬局	江津市江津町1016番地41	育成医療 更生医療	平成18年 6 月 1 日
ウエーブ中央薬局	浜田市殿町83 - 213	育成医療 更生医療	平成18年 6 月 1 日
つつじ薬局	江津市江津町1016番地41	育成医療 更生医療	平成18年 6 月 1 日
有限会社 つくし薬局	出雲市里方町864番地 2	育成医療 更生医療	平成18年 6 月 1 日

島根県告示第710号

島根県企業立地促進助成金交付要綱（平成 5 年島根県告示第429号）の一部を次のように改正する。

平成18年 6 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 1 号中「 1 億円」を「 3 億円」に改める。

附 則

- この告示は、平成18年 7 月 1 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成18年 7 月 1 日以後に島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第23号）第 4 条第 3 項の規定により申請された同条第 1 項の規定による認定に係る助成金について適用し、同日前に同条第 3 項の規定により申請された同条第 1 項の規定による認定に係る助成金については、なお従前の例による。

公 告

次の貸金業者の所在が確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第 1 項の規定により公告する。

当該貸金業者から平成18年 7 月28日までに所在の申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すものとする。

平成18年 6 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 名称
清川ファイナンス
- 2 氏名
清川 幸
- 3 主たる営業所の所在地
島根県浜田市金城町久佐イ378番地3
- 4 登録番号
島根県知事(1)第00260号
- 5 登録年月日
平成16年6月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成18年6月27日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第23号

島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

第1条 島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して行うこととされ、又は教育委員会が行うこととして
いる手続等を島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号。以下「情報
通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この
規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する
用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をい
う。
- (2) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で教育委員会において情報技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使
用に係る電子計算機（以下「教育委員会の使用に係る電子計算機」という。）から検証できるものをいう。
ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証

明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が定める電子証明書

（手続等の指定）

第 3 条 この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の中欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる手続等とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第 4 条 情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が定める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 教育委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能

(2) 教育委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続した際に教育委員会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、教育委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は電磁的記録に記録すべき事項を教育委員会が別に定める場合を除き、前項に規定する電子計算機から入力して送信し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出しなければならない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

4 電子情報処理組織を使用して教育委員会が電子署名を要することとしている申請等を第 1 項の規定により行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信しなければならない。

5 電子情報処理組織を使用して教育委員会が識別符号及び暗証符号の入力を要することとしている申請等を第 1 項の規定により行う者は、これらの符号を同項に規定する電子計算機から入力しなければならない。

6 前項の規定による申請等を行う者は、当該申請等を行う者の氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を教育委員会が指定する方法により届け出なければならない。ただし、既に識別符号の通知を受けている者については、この限りでない。

7 教育委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、識別符号を付し、その符号を当該届出を行った者に通知するものとする。

8 前 2 項の規定により識別符号の通知を受けた者は、第 6 項の規定により届け出た事項その他教育委員会が定める事項に変更があったとき、暗証符号を変更するとき、又は識別符号及び暗証符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、教育委員会が指定する方法により届け出なければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 5 条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを教育委員会の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 教育委員会は、前 2 項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項に規定する教育委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を当該教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名に係る電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第5項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第9条 教育委員会に対して行うこととされ、又は教育委員会が行うこととしている手続等のうち情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育委員会に対して行うこととされ、又は教育委員会が行うこととしている手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年6月29日から施行する。

別表(第3条関係)

条 例 等	規 定	手 続 等
島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成15年島根県教育委員会規則第5号)	第3条第1項	登記の完了の届出
	第5条第1項	監事の異動の届出
	第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の提出
	第9条	事業報告書等の提出